

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景及び目的

竹原市では、平成19年12月に策定した「竹原市環境基本条例」に基づき、平成22年3月に「竹原市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。第1次計画では望ましい環境像として「山、川、海、自然と調和した美しい文化の町たけはら」を設定し、その実現に向け環境保全に関する取り組みを行ってきました。

しかしながら、第1次計画の計画期間中には、地球温暖化の深刻化、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等による新たな大気汚染問題、更に、近年では猛暑日の増加、「平成30年7月豪雨」のような局所的豪雨の頻発、マイクロプラスチックによる海洋環境への悪影響など、多様な環境問題が現れてきています。

これら多様化する環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への影響の積み重ねによるものです。これらの環境問題を解決していくためには、市民一人ひとりが環境に優しいライフスタイルを意識していくとともに、市民・事業者・滞在者が行政と協働して、環境負荷の少ない持続可能な社会を形成していくことが、必要とされています。

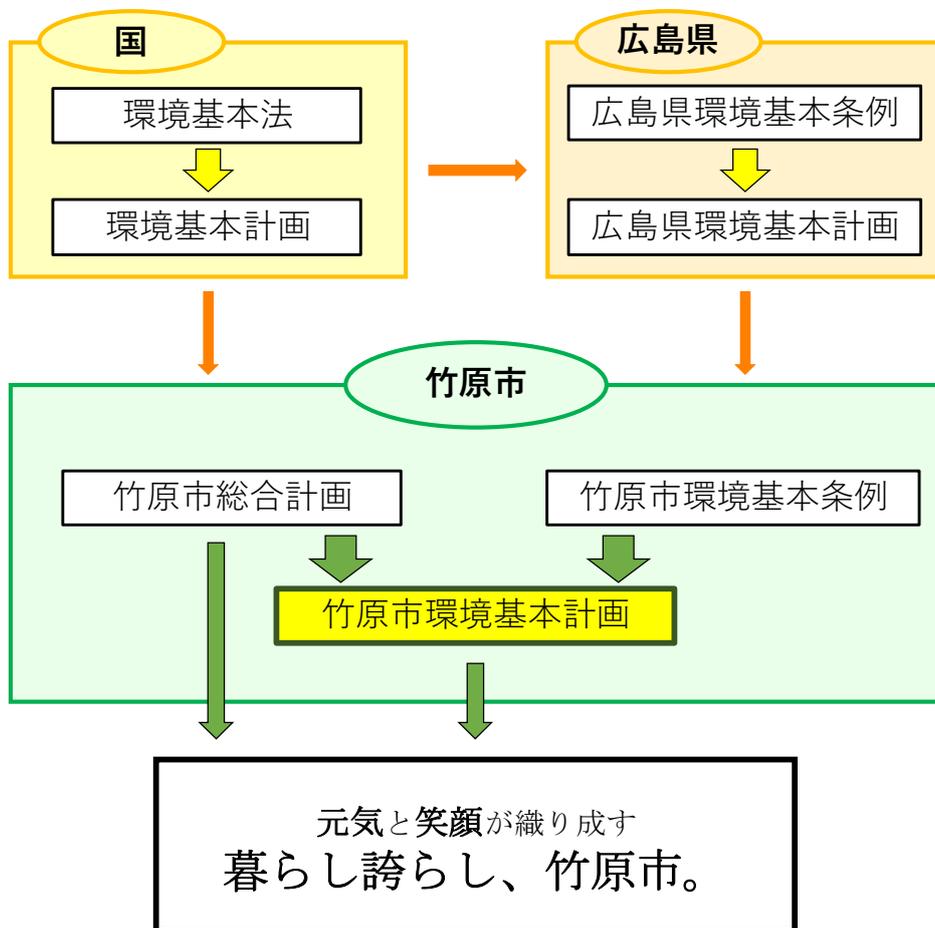
このような背景の下、第1次計画の終了に合わせて、竹原市の環境課題を見直し、令和3年度からの「第2次竹原市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「竹原市環境基本条例」第9条に基づいて定める地域版の環境基本計画です。

他の行政計画との関連についていえば、本計画は、「竹原市総合計画」（以下「総合計画」という。）における将来像の実現に向けて、総合計画を環境面から推進するもので、市の環境行政の方向性を示す基本的な計画に位置づけられます。

この計画を指針として、市内各部局が環境を重視した共通の認識を持ち、あらゆる施策・事業に取り組み、環境に配慮したまちづくりにつなげていくことが期待されます。



竹原市環境基本計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、竹原市を取り巻く今後の環境問題や社会情勢の変化等に対応するため、計画の中間年度である令和7年度を目処に、必要に応じて計画の見直しを行います。



第4節 計画の主体と役割

本計画の推進主体は、市民・市民団体・事業者・竹原市とします。

現在の環境問題は、私たち一人一人の行動が積み重なって生じており、環境の改善は、行政はもちろんのこと、市民・事業者の皆様のご取り組みにかかっています。そこで、各主体がお互いの立場や役割を認識し、協力しながら本計画の着実な推進を図っていきます。

第5節 計画で対象とする環境要素

本計画で対象とする環境要素は、下表に示すとおりです。

区分	環境要素
生活環境	大気質，水質，土壌，悪臭，騒音・振動，廃棄物等
自然環境	地形・地質，河川・海浜，動植物，自然とのふれあい等
快適環境	公園・緑地，まちの美観等
地球環境	地球温暖化，オゾン層破壊等
環境教育	環境教育，環境保全活動，事業者による環境配慮等